

七、新次に合同の機運を進めること。

三、總同盟本部に運動の案情と産業的性質に鑑みて左の部門を設く。

一、金屬部 二、鑛山部 三、交通運輸部 四、雑工

業部（是れは将来の組合の發展に伴つて適宜に分配すること）

此部門に依つて所屬産業別組合を統制する。同一地方の同種産業別組合が合同の前提として地方協議會を設くるやうに全国的な同種産業別組合の全国的協議會を設くること。

四、各産業別組合は地方聯合又は地方同盟に加盟のこと。

五、地方同盟會の地域の決定。

六、支部支部聯合組合、地方聯合會、地方同盟會、本部等の諸機關の權限職能と有機的連絡を規定すること。

七、本部に上記四産業部門と同列に組織部を新設し現存の爭議部、政治部の權限を擴大して更に會長、主事、會計と常任執行機關を

構成す（以上の構成は總て三部門^{以内}の兼稱を妨げず但し會計のみは兼任を許さず）
以上は大會に於て選任す但し直接と間接とは、便宜に従ふ出版、教育、調査、國際、職業紹介、の各事務部門は従来の如くにして、實際上の成績を擧ぐる爲に指給者二名若しくは三名を置く。

八、本部から綜合機關紙を發行すること。

現存の「労働」「労働者新聞」「鑛山労働者」は或は従来の假其同盟會の會報として月一回の程度を發行するか或は、独力發行し得る組合は組合報として會報を發行するか一若し組合が独力發行する場合は同盟會の會報を其の組合は取らないこととする。

九、組合（支部）地方聯合會、地方同盟會等の規約は可及的統一すること。役員の選任は、当該組合、聯合會、同盟會に於て選出し而して其選出したるものを本部に於て承認任命すると言ふ形式をとること。

十、本部から支部に至るまで各部門の機關役員は恰も身体構造の